

目標・計画検討ワーキンググループ要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和元年8月7日学長裁定)

目標・計画検討ワーキンググループ要項の一部を改正する要項

目標・計画検討ワーキンググループ要項(平成20年1月29日学長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第1～第6(略) (庶務)</p> <p>第7 WGの庶務は、総務部企画評価課において処理する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和元年8月7日から実施し、改正後の第7の規定は、平成31年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】 平成31年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>第1～第6(略) (庶務)</p> <p>第7 WGの庶務は、総務部企画広報評価課において処理する。</p>